

COP23及び気候サミットの結果報告

平成29年12月19日

気候変動緩和策に関する国際協力のあり方検討会（第2回）

参考資料3-1



COP23の結果概要



平成29年12月

環境省地球環境局

国際地球温暖化対策担当参事官室

気候変動枠組条約第23回締約国会議（COP23）について

○日程・場所：2017年11月6～17日、ドイツ・ボン（議長国フィジー）

○我が国出席者：中川環境大臣、環境・外務・経済産業他各省関係者
出席者総数：約22,000人（非政府主体を含む）

○主要議題

（1）パリ協定の実施指針

- ・ 2020年以降の世界各国の気候変動対策を進めるための指針を
来年のCOP24で合意に導くための交渉。

（2）2018年促進的対話（タラノア対話）のデザイン

- ・ 世界全体の排出削減の状況を把握し、意欲(ambition)の向上を検討するた
めの「促進的対話」の基本設計に関する議論

（3）グローバルな気候行動の推進

- ・ 世界規模で国、自治体、企業など、
全ての主体の取組の促進



COP23の結果：概要

(1) パリ協定の実施指針交渉

- 緩和(2020年以降の削減計画)、透明性枠組み(各国排出量などの報告・評価の仕組み)、市場メカニズム(二国間クレジットメカニズム(JCM)等の取り扱い)などの指針の要素に関し、各国の意見をとりまとめた文書が作成され、交渉の土台となる技術的な作業が進展。
- 会合を通じて、一部の途上国が、先進国と途上国の責任の差異を強く主張。

(2) 2018年促進的対話(タラノア対話)のデザイン

- COP23議長(フィジー)から、2018年1月から開始されるタラノア対話(世界全体の排出削減の状況を把握し意欲(ambition)を向上させるための対話)の基本設計が提示。

(3) グローバルな気候行動の推進

- 「日本の気候変動対策支援イニシアティブ2017」をはじめとした様々な取組を紹介するイベントが多数開催。
- カナダ・英国主導により、石炭発電の廃止を目指す脱石炭発電連合が発足(11月16日)。日本は参加を保留。
- NGOが世界各地の石炭火力発電の新增設や輸出の中止を主張。



(4) その他

- また、2018年及び2019年のCOPにおいて、全ての国の2020年までの取組(パリ協定に基づく取組の前の取組)に関する対話を開催。

COP23の結果：日本からの発信

(1) 日本政府代表ステートメント

- 「日本の気候変動対策支援イニシアティブ2017」をはじめ、これまでの我が国の世界への貢献や国内外における取組、非政府主体の取組支援、2019年のIPCC総会の日本開催誘致の意向等について、中川環境大臣から表明。

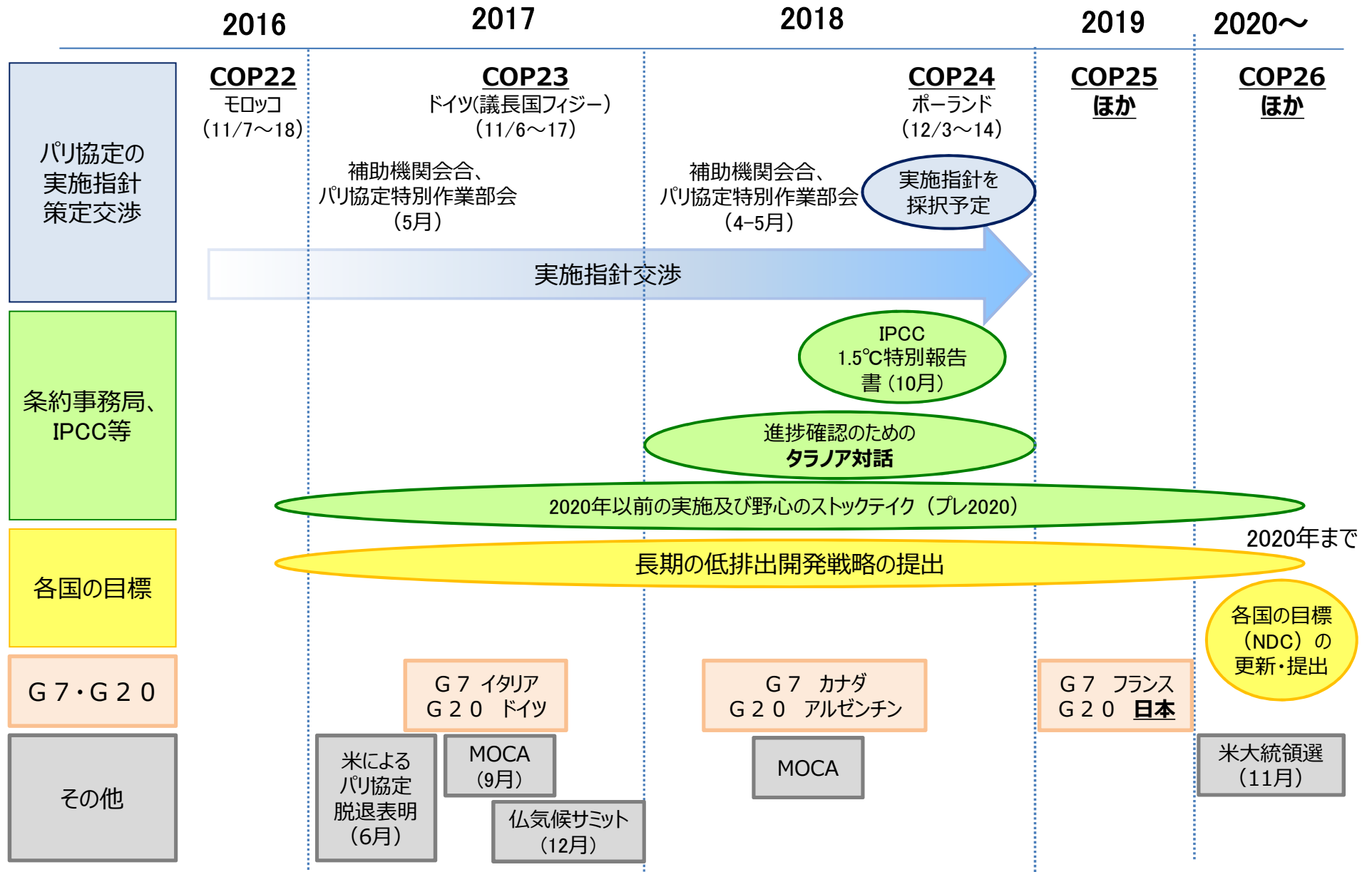


- 途上国の民間セクターの排出量等の透明性向上を支援するための透明性パートナーシップ（見える化パートナーシップ）を設立。その一環として、「透明性のための能力開発イニシアティブ（CBIT）」への500万ドルの拠出、全世界の温室効果ガス排出量を観測する人工衛星「いぶき2号」の来年度打ち上げ等を表明。

(2) 二国間会談の実施

- 中川環境大臣は、各国代表等（米国、カナダ、豪州、ニュージーランド、EU、フィジー（COP23議長国）、中国、アルゼンチン、条約事務局長）との会談を実施。
- 米国はガーバー国務次官補代理等と会談。米国にとって望ましい条件が整わない限り、パリ協定には関与しないという従来どおりの方針を確認。一方で、日米両国は気候変動対策を実施していくことが重要であることを確認。

パリ協定に関するスケジュール



(参考) 日本の気候変動対策支援イニシアティブ2017

概要

- 脱炭素社会及び気候変動に強靱な社会への転換に向けて、我が国のビジョンと具体的な取組をまとめた『**日本の気候変動対策支援イニシアティブ2017**』を**発表**（2017年10月30日）し、COP23において国際社会へ発信。今後、国内外の幅広い主体と連携して取組を推進。

イニシアティブ2017の内容

- 我が国の優れた技術・ノウハウを活用しつつ、途上国の課題・ニーズを踏まえながら協働してイノベーションを創出する「**Co-innovation (コ・イノベーション)**」を**推進**。
- これに向けて、途上国における民間企業等からの温室効果ガス排出量や削減量の見える化を推進するための「**コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ（見える化パートナーシップ）**」を、**途上国政府や国際研究機関等と立ち上げ**。
- 適応策及び緩和策に関する具体的な取組としては以下のとおり。
 - ・ 途上国における気候変動影響のリスク情報等の見える化に向けた基盤の整備
 - ・ 防災や農業分野等における適応策の支援及び適応ビジネスの推進
 - ・ 水素エネルギー、窒化ガリウム等の革新的技術の研究開発の推進
 - ・ 二国間クレジット制度（JCM）、JICA、JBIC等の公的資金や民間資金の活用による途上国における低炭素技術や環境インフラの普及
 - ・ 途上国における民間企業や自治体による取組の支援

(参考) 石炭発電の廃止を目指す脱石炭発電連合

概要

※正式名称：Powering Past Coal Alliance

- 英国及びカナダが、現存する従来の石炭火力発電所の段階的廃止を目指し、各国の政府、自治体、企業と連携して取り組むため、COP23期間中の11月16日に設立。
- 加盟国等：アンゴラ、オーストリア、ベルギー、カナダ、コスタリカ、デンマーク、エルサルバドル、フィジー、フィンランド、フランス、イタリア、ルクセンブルグ、マーシャル諸島、メキシコ、オランダ、スイス、英国、ポルトガル、ニュージーランド、ニウエ、ラトビア、リヒテンシュタイン、スウェーデン、ツバル、バヌアツ、エチオピア、アルバータ州(加)、ブリティッシュ・コロンビア州(加)、オンタリオ州(加)、オレゴン州(米)、ケベック州(加)、バンクーバー市(加)、ワシントン州(米)、カリフォルニア州(米)、民間企業24社 (計58の国・自治体・企業。2017年12月12日現在)

※COP24までに加盟国等を50まで拡大することを目指すとの目標を達成。

宣言文(抄:仮訳)

- (政府)管轄権が及ぶ範囲内で、現存する従来の石炭火力発電所を段階的に廃止すること、及びCCS付きでない従来の石炭火力発電所の新增設を見合わせることにコミットする。
- (ビジネス業界、その他の非政府主体)石炭なしでの事業運営にコミットする。
- (すべての主体)施策や投資を通じたクリーンな電力への支援、CCS付きでない従来の石炭火力発電所に対する融資の制限にコミットする。

(参考) タラノア対話について

概 要

- 世界全体の排出削減の状況を把握し、意欲(ambition)の向上を検討するもの。
- タラノアの本質であらゆる主体と開かれた対話を実施。
- 2018年1月から開始し、2018年のCOP24で取りまとめる。
 - 2018年1月～COP24(12月): 準備フェーズ
(各国政府、国際機関、自治体、企業等から取組に関する情報を収集)
 - COP24: 政治フェーズ(閣僚級ラウンドテーブル)
- IPCC1.5°C特別報告書等の科学的知見を活用する。

※タラノアとは、フィジー語で、包摂的、参加型、透明な対話プロセスを意味する。

タラノア対話（2018年促進的対話）の基本設計

目的: 長期目標への進捗に関する締約国全体としての取組を評価し、NDCの準備への情報提供を行う。COP23/COP24の両議長が準備フェーズ及び政治フェーズをリードする

3つの論点:

- ① 今我々はどこにいるのか (Where are we)?
- ② どこへ行きたいか (Where do we want to go)?
- ③ どのように行くのか (How do we get there)?

主要情報の
基調講演

政治声明

報告・COP議長による
主要メッセージのサマリー

IPCC1.5°C特別
報告書の理解*

準備フェーズ

※取組みを評価するための情報収集等を実施。

政治フェーズ

※閣僚参加

2017年 11月 COP23
2018年 1月(開始)

5月

COP23

情報の
インプット

補助機関
会合

情報の
インプット

COP24

12月(ポーランド)

*政治フェーズでもIPCC1.5°C報告書を扱う

● 締約国、ステークホルダー、専門家組織、条約組織などから分析・政策に関連する情報をインプット。情報はオンラインプラットフォームに掲載。

● 地方、国、地域の議論、グローバルアクションアジェンダのイベント、COP議長、事務局などからの情報

国連気候変動枠組条約第 23 回締約国会議 (COP23)

京都議定書第 13 回締約国会合 (CMP13)

パリ協定第 1 回締約国会合第 2 部 (CMA1-2) 等

(概要と評価)

平成 29 年 11 月 18 日

日本政府代表団

11 月 6 日から 17 日まで、ドイツ・ボンにおいて、国連気候変動枠組条約第 23 回締約国会議 (COP23)、京都議定書第 13 回締約国会合 (CMP13)、パリ協定第 1 回締約国会合第 2 部 (CMA1-2) が行われた。我が国からは、中川環境大臣、外務・経済産業・環境・財務・文部科学・農林水産・国土交通各省の関係者が出席した。

今次会合における日本政府の対応、具体的な成果及び評価は以下のとおり。

1. 概要

(1) パリ協定の実施指針

日本は、パリ協定の実施指針等に関する議論において、日本が重視する「NDC (2020 年以降の温室効果ガス削減目標)」、「透明性枠組み」、「市場メカニズム」を含む議題において、技術的な内容についての提案を行った。また、一部の途上国より、先進国と途上国との間でパリ協定に基づく取組に差異を設けるべきとの強い主張や各議題のスコープを拡大しようとする動きがあり、これに反対する先進国との間で意見に隔たりが見られた。これに対し、他の先進国とともに、全ての国の取組を促進する指針を策定する必要があり、先進国と途上国とを二分化した指針とすべきではないこと等を主張した。

来年の採択に向けて技術的な作業を加速化するため、それぞれの分野の議論の進捗状況に応じ、各指針のアウトラインや要素が具体化された。

(2) タラノア対話

2018 年の促進的対話 (以下「タラノア対話」(※)) のデザインについて、議長国とのコンサルテーションが行われた。日本は、タラノア対話が 2020 年の NDC の提出・更新に向けた前向きな機会となるよう議長国をサポートし、議長国のリーダーシップによる今次会合でのデザインの完成に貢献した。

(※) 促進的対話とは、温室効果ガスの削減に関する世界全体の努力の進捗状況を検討するために実施されるもの。議長国フィジーの提案により、フィジー語で透明性・包摂性・調和を意味する「タラノア」が使われることとなった。

(3) グローバルな気候行動の推進

中川環境大臣は、各国の閣僚級（米国、カナダ、EU、フィジー（COP23 議長国）、中国等）との会談を実施し、各国が団結して温暖化対策に臨む力強いメッセージを出していくことが必要である旨述べた。

また、日本政府としてジャパン・パビリオンと題するイベントスペースを設置し、10月30日に発表した「日本の気候変動対策支援イニシアティブ2017」、Innovation for Cool Earth Forum(アイセフ)による我が国のイノベーション技術のロードマップの発表をはじめ、国、各種機関・組織、研究者等の取組の紹介や議論を行うイベントを多数開催し、気候変動対策に関する我が国の貢献等について紹介した。

(4) 閣僚級会合における中川環境大臣ステートメント

来年の COP24 でのパリ協定の実施指針の採択に向けた COP23 での交渉の進展や、議長国フィジーによるタラノア対話の基本設計の取組に貢献する旨を表明した。また、これまでの我が国の世界への貢献や国内外における取組、非政府主体の取組支援、IPCC 総会の日本開催誘致の意向等について表明した。さらには、様々な主体による気候変動対策等に係る情報の透明性の向上を支援する「コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ（通称：見える化パートナーシップ）」の設立と、その一環として「透明性のための能力開発イニシアティブ（CBIT）」への500万ドルの拠出、全世界の温室効果ガス排出量を観測するための人工衛星「いぶき2号」の打ち上げによる取組強化等を表明した。

(5) 気候資金

2020年において気候資金を1000億ドル供与する目標に向けての着実な進捗が各国から改めて確認された。また、適応基金については、2018年にパリ協定下で役割を果たすとの決定に向け、建設的な議論が行われた。更に、パリ協定第9条5により締約国より提供される情報の特定作業については、来年より実施に関する補助機関（SBI）で扱うことが決定された。

(6) 市場メカニズム

二国間クレジット制度（JCM）に署名した17か国が一堂に会する「第5回 JCM パートナー国会合」を開催した。その場で17か国の代表者とJCMの進捗を歓迎し、JCMプロジェクトのさらなる形成と実施の支援を行うことを共有した。また、「炭素市場に関する閣僚宣言」に関するイベントをジャパン・パビリオンにおいて主催し、既署名国であるニュージーランド、カナダよりそれぞれアウピト・ウィリアム・シオ太平洋島嶼国担当大臣、ステファン・ディオン大使（前外務大臣）が参加するとともに、シンガポールよりマサゴス・ズルキフリ環境水資源大臣が参加し、新たに本取組への参加が表明された。

(7) その他

会合冒頭において、途上国より2020年まで（パリ協定に基づく具体的な取組の開始前）の取組についてCOPで扱うことが提案され、日本は、2020年の温室効果ガス削減目標の達成に向けた取組、途上国支援等を着実にやってきていることを発信するとともに、実際の行動を推進することが重要である旨主張した。議論の結果、2018年及び2019年のCOPにおいて、全ての国の2020年までの取組についての対話等を行うこと等が決定された。その他、損失及び損害に関するワルシャワ国際メカニズム、ジェンダーと気候変動、地域社会及び先住民に係るプラットフォーム、2018年～2019年の事務局予算等に関するCOP/CMP決定、また、農業に関して、食料安全保障への対応も考慮しつつ、初めて具体的な作業に向けたCOP決定が採択された。

(8) 次回会合

次回COP24は、2018年12月にポーランド・カトヴィツェで開催される。

2. 評価

今回のCOP23に際し、日本は、(i)パリ協定の実施指針に関する議論の推進、(ii)タラノア対話のデザインの完成、(iii)グローバルな気候行動の推進の3点を主な目的として臨んだ。これらの3点については、会議の各局面を通じておおむね達成できたと評価している。また、交渉及びグローバルな気候行動の推進の両面から議長国フィジーをサポートすることができた。他方、一部途上国より、パリ合意の微妙な解釈のすき間について先進国と途上国の取組に差を設けるべきとのパリ協定採択以前の主張等のパリ協定における合意事項を逸脱する動きや全ての議題を均等に扱おうとする動きがあることは注意を要する。引き続き一部途上国とその他の国で明確な主張の違いがあるところ、

COP24 における指針の採択に向け、今後いかにパリ合意のマנדートを維持しつつ、建設的に実施指針をまとめていくかが課題となる。

(了)

日本の気候変動対策支援イニシアティブ 2017

1. ビジョン

昨年 11 月、パリ協定が早期発効し、世界はパリ協定の実施に向けて動き出している。パリ協定の 2°C 目標（1.5°C 追求）を達成し、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収を均衡させる脱炭素社会に向けては、世界全体での大幅削減が必要であるとともに、気候変動に対する脆弱性を低減し、強靱な社会を構築していくことが必要である。また、同時に、経済成長や雇用の増加、インフラの整備、水・食料・エネルギーのアクセス向上等、持続可能な開発目標（SDGs）を追求していくことが重要である。

このような世界への転換のためには、技術及び社会・経済システム等のイノベーションが必要不可欠であり、インフラニーズが顕在化している途上国においては、ロックイン効果を回避するためにも、まさに「今」、行動を起こしていくことが重要である。このため、我が国においては、パリ協定の下、2030 年 26%削減目標を達成するために国内対策を着実に実施する。また、パリ協定を踏まえ、全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際枠組みの下、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。

加えて、途上国における気候変動対策と持続可能な開発を進めるため、我が国の優れた技術・ノウハウを活用しつつ、途上国の課題・ニーズを踏まえながら協働し、イノベーションを起こしていく“Co-innovation（コ・イノベーション）”を推進し、世界全体の温室効果ガスの排出削減に貢献していく。我が国と途上国が連携してコ・イノベーションを創出していくために、民間企業や自治体を巻き込みつつ、各国のニーズと我が国の民間企業及び自治体が有する技術・ノウハウのシーズを擦り合わせてソリューションを見出す具体的なプロジェクトの形成を推進する。さらに、それらのニーズとシーズの“見える化”によってさらなるコ・イノベーションの機会を創出していくためには、途上国において制度面での体制構築や能力開発等の基盤整備を通じて、民間企業や自治体の気候変動対策の機運を強化していくことが重要であることから、今般、「コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ（通称：見える化パートナーシップ）」を設立する。

こうした取組に当たっては、国内の関係省庁、関係機関、企業、自治体等、幅広い主体が緊密に協力するとともに、国際機関や NDC パートナーシップ等国際的なイニシアティブとの連携を強化していく。

これらのビジョンを実現するための適応及び緩和に係る具体的な取組及び今般設立する「コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ」については、次章以降に紹介する。

2. 適応のための具体的な取組

(1) 科学的知見に基づく適応策の構築

適切な適応策を実施していくためには、科学的知見に基づくリスク評価を実施し、それを適応計画に反映していくことが重要であり、先進国・途上国双方における政策プロセスのイノベーションが必要である。このため、我が国は、産官学一体となってこれまでに得られた最先端の技術・ノウハウを集約し、これらを提供することによって、気候リスク情報の整備やリスク評価手法の確立、適応計画の策定を支援していく。

具体的には、二国間の協力により、気候変動の影響評価や適応計画策定の支援を行う。例えば、フィジー、バヌアツ、サモア等の小島嶼開発途上国におけるサイクロン由来の高潮・高波の長期的リスク評価手法確立や、気候変動下での食糧安全保障への影響を地図化する（AMICAF）体制の整備を推進していく。加えて、太平洋地域環境計画事務局（SPREP）との協力を通じた太平洋気候変動センターの設立や、タイの気候変動国際研修センター（CITC）の強化によって、気候変動分野の人材育成を推進していく。

また、アジア・太平洋地域の途上国やアジア開発銀行（ADB）と協力して、同地域の気候リスクや適応策に関する情報基盤である「アジア太平洋適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）」を構築するとともに、国際適応センター（GCECA）とも連携しつつ、気候リスク情報のグローバルな基盤整備に貢献する。これらの取組の基礎となる気候モデルの高度化等の研究開発や地球環境情報プラットフォームの構築を引き続き推進する。

さらに、気候変動と安全保障の観点から、2017年9月に発表した「気候変動に伴うアジア・太平洋地域における自然災害の分析と脆弱性への影響を踏まえた外交政策の分析・立案」の報告書を様々な外交分野に活用していく。

こうした取組やこれによって得られた知見・教訓等について、アジア太平洋適応ネットワーク（APAN）、世界適応ネットワーク（GAN）、全球地球観測システム（GEOSS）アジア太平洋シンポジウム等の国際ネットワークを通じて広く共有し、各国とのさらなる連携に活用していく。

《COP23 中のイベント》

- アジア太平洋地域における気候脆弱性リスク：リスクの認識と今後の課題（11月6日@ジャパン・パビリオン）
- 国際適応センター（GCECA）設立イベント（11月9日@UNFCCC 公式サイドイベント）
- 国際適応センター（GCECA）ハイレベル会合（11月14日@ブラズーン）
- 適応アクションに科学的データが果たす役割（11月15日@ジャパン・パビリオン）
- 民間セクターと気候変動への適応：GANの役割（11月15日@ジャパン・パビリオン）

(2) 適応策の事業化

JICA や JBIC 等の国内の支援機関や国際開発金融機関等と連携し、民間資金の動員を含め資金の多様化を図りつつ、各国の優先分野やニーズを踏まえ、適応事業に対する支援を行う。

具体的には、気候変動への強靱性の強化に資するよう、灌漑、上水道、防災対策等の分野におけるインフラ整備や、持続可能な食糧安定供給に向けた耐乾性・短期栽培稲等の品種改良・普及、気候変動に脆弱な小規模農家を対象とした農業保険に係る支援、サンゴ礁・マングローブ林など地域の生態系を活用した海岸保全の適応等の支援を行う。加えて、特に、気候変動に脆弱な小島嶼開発途上国に対しては、防災の観点を中心に、気象観測・災害予警報機材等、必要となる機材供与と技術協力を組み合わせ、総合的な支援を実施する。

また、研修等を通じ、GCF や GEF 等の資金アクセス向上のための能力開発を支援する。

《COP23 中のイベント》

- アジア太平洋地域における気候脆弱性リスク：リスクの認識と今後の課題（11月6日@ジャパン・パビリオン）
- 不確実性の大きな状況下での適応性の高い投資判断：不確実な世界で持続可能な開発計画をするためのアプローチ（11月8日@ジャパン・パビリオン）
- 気候変動への適応への援助：有効性の評価（11月8日@ジャパン・パビリオン）
- 熱帯のマングローブ：気候変動の緩和と適応に対する潜在能力（11月13日@UNFCCC 公式サイドイベント）
- FAO 主催ハイレベル円卓：小島嶼開発途上国における気候変動下の食料安全保障、栄養と水産業（11月14日@ブラザーズ）

(3) 非国家主体による適応行動の促進

各国の適応に関する多様なニーズに応え、地域の実情に合わせたきめ細やかな適応策を実施していくためには、民間企業や自治体の役割が大きい。

このため、防災インフラ技術、早期警戒技術、衛星によって推定された雨量データを活用した天候インデックス保険等、我が国の民間企業が有する先端的な技術・サービスと途上国のニーズのマッチングを行い、民間企業の参画を促し、適応ビジネスを推進していく。また、途上国の地方自治体の適応行動を促進するため、地方の研究者、自治体関係者、コミュニティを交え、影響評価や地方適応計画の策定を支援していく。

《COP23 中のイベント》

- 気候変動への適応と農業保険（11月8日@ジャパン・パビリオン）

- 動き始めた民間セクターによる適応への貢献（11月15日@ジャパン・パビリオン）
- 民間セクターと気候変動適応：GANの役割（11月15日@ジャパン・パビリオン）

3. 緩和のための具体的な取組

（1）NDCの策定・実施・進捗管理に係る能力向上

パリ協定においては、各国はNDCを作成・提出するとともに、NDCで掲げた削減目標を達成するために国内対策を遂行する義務がある。また、効果的な実施を促進するための強化された透明性枠組の下で、各国は対策の実施状況を把握し、報告することが求められている。このように、パリ協定の実施に向けて、途上国の体制整備や能力開発のニーズが増加している。

このため、対策の前提となるGHG排出インベントリの整備や、各国が削減目標を達成するための具体的な計画の策定や対策の特定、目標達成に必要な制度の構築（温室効果ガス排出量算定報告公表制度、国際標準（ISO）を活用した民間による排出削減計画の策定と政府によるその評価・検証の仕組み等）、及び計画の進捗評価等について、我が国の経験・ノウハウを活用し、JICAや国立環境研究所、NDCパートナーシップ等の国際的なイニシアティブと連携し、能力開発や組織体制の整備等の支援を行う。これによって、途上国の企業・自治体における温暖化対策の機運を強化し、対策のインセンティブを付与していく。

具体的には、ワークショップや研修を通じたGHG排出インベントリの国内体制構築・精度向上を支援するとともに、評価モデルの活用による精緻な排出削減シナリオの策定や削減に向けて必要な施策・対策技術の特定を行うことにより、NDCの提出・更新及び実施を支援する。また、透明性向上を促進するため、「透明性のための能力開発イニシアティブ（CBIT）」への拠出を行うとともに、GEF等との連携により、CBITの効果的な活用を推進して途上国の能力開発を支援する。さらに、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）シリーズによる全球規模での継続的な観測やICTを活用したモニタリング手法の開発・普及等を通じ、各国の排出量の把握及び削減取組の透明性担保に貢献していく。

《COP23中のイベント》

- パリ協定に資する最先端の衛星観測と科学的知見：IPCCインベントリ・ガイドラインへの取組みを中心に（11月7日@ジャパン・パビリオン）
- 東南アジア地域対話：NDCレディネス構築に向けた国内努力と実践的教訓（11月10日@ジャパン・パビリオン）
- 途上国の国家温室効果ガスインベントリ作成能力向上に関する提言：透明性枠組に向けて（11月11日@ジャパン・パビリオン）
- 泥炭地におけるリアルタイム水位モニタリング：インドネシアにおける試

み (11月11日@ジャパン・パビリオン)
○熱帯泥炭地にみる環境・社会経済の利益のための泥炭地管理
(11月15日@UNFCCC 公式サイドイベント)

(2) 低炭素技術のイノベーションと普及促進

イノベーションにより世界全体の大幅削減に貢献していくため、2016年4月に策定した「エネルギー・環境イノベーション戦略」に基づき、長期的な視点に立って削減ポテンシャル・インパクトの大きい革新技术の開発を促進していく。例えば、水素等エネルギーキャリアの製造・輸送/貯蔵・利用、窒化ガリウム (GaN) 等を用いた次世代パワーエレクトロニクス、CO₂の回収・貯留 (CCS) や有効利用 (CCU) について研究開発、実証やモデル事業等を進める。また、世界の学界・産業界・政府関係者間の議論と協力を促進するための国際的なプラットフォームである「Innovation for Cool Earth Forum (ICEF)」を通じ、イノベーションの加速化を推進する。さらに、優れた低炭素技術を途上国の特性等に応じ抜本的に再構築するためのイノベーションを創出するための実証事業を推進していくとともに、日本の産業界が主導する途上国への企業ミッション派遣を通じたシーズとニーズの合致によるコ・イノベーション案件を創出することによって、両国の民間企業及び自治体の連携を加速させる。また、途上国への革新技术の普及や効果等を共有することにより、更なるイノベーションを促進する。

技術普及については、17か国とパートナーシップを構築し、100件以上のプロジェクト実績がある二国間クレジット制度 (JCM) を通じ、官民が連携して優れた低炭素技術の普及を促進する。また、環境インフラの一つの分野である廃棄物発電の導入と廃棄物管理に関する制度導入のパッケージ化による支援や、民間企業による IoT を活用した既存インフラの効率化と運転・維持管理 (O&M) を通じた排出削減とその効果の見える化の支援を実施していく。加えて、大規模プロジェクトの実施や低炭素技術の大量普及に向けて JICA、JBIC 等の公的ファイナンスとの連携を強化するとともに、GCF へのアクセス向上を図るための能力開発や案件形成に向けた実現可能性調査等を行う。この他、農業分野の温室効果ガスに関するグローバルリサーチアライアンス (GRA) の議長国として、低炭素型の灌漑技術の改良や途上国での普及促進を行う。その他、フロン類の排出抑制についても、我が国の知見を踏まえた支援を行い、途上国における取組の重要性に関する理解の促進を図る。

《COP23 中のイベント》

- NDCの達成に向けたJCMの貢献 (11月9日@ジャパン・パビリオン)
- GCFアクセス支援セミナー (11月7日@ジャパン・パビリオン)
- 気候変動の下での持続可能な食料生産の実現に向けたグローバルリサーチアライアンス (GRA) の取組 (11月13日@ジャパン・パビリオン)
- インドネシアにおける緩和行動：低炭素型開発やJCM等の実施と関連協力事業から得られた教訓 (11月14日@ジャパン・パビリオン)

- イノベーションによる気候変動への取組：ICEF ロードマップ発表イベント（11月14日@ジャパン・パビリオン）
- JCM パートナー国会合（11月15日@ジャパン・パビリオン）
- 炭素市場閣僚級宣言に関するイベント（11月16日@ジャパン・パビリオン）

（3）非国家主体の緩和行動の促進

都市レベル、企業レベルの行動を強化し、更なるイノベーションを創出するため、日本と途上国の都市間における協力及び途上国の都市間の取組の相互学習を推進するとともに、民間企業による途上国における低炭素技術投資を促進する。

具体的には、日本と途上国の都市における連携によって、日本の自治体の有する経験・ノウハウを活用して、都市レベルのGHG 排出インベントリや低炭素マスタープランの策定や制度構築の支援を実施する。日本の企業の気候変動分野での取組を後援する観点からは、日本企業による「2度目標と整合した削減目標(Science Based Target)」の策定・実施の推進や、産業界による自主的な低炭素社会実行計画を通じたグローバルな排出削減への貢献活動を後押しすることにより、日本国内における排出削減に加えて、世界中に広がる日本企業のバリューチェーン全体の排出削減を推進する。加えて、気候変動対策をビジネス・チャンスと捉える日本気候リーダーズ・パートナーシップ (Japan-GLP) 等の企業連合同も連携し、民間主導の取組を後押ししていく。その他、官民連携による REDD+（途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等）を推進する。

《COP23 中のイベント》

- 脱炭素・持続可能な発展に向けた都市の取組：日中韓 脱炭素都市共同研究の紹介（11月10日@ジャパン・パビリオン）
- REDD+における準国アプローチ戦略とその可能性（11月11日@ジャパン・パビリオン）
- 都市と地域：脱炭素でレジリエントな未来へのパイオニア（11月13日@ジャパン・パビリオン）
- アジアの都市を低炭素先進都市にする：日本・アジアの都市間連携を中心とした取組（11月13日@ジャパン・パビリオン）
- 東南アジア地域対話：主要都市における気候変動計画・実施に向けた技術力強化と取組みの教訓（11月13日@ジャパン・パビリオン）
- 脱炭素社会に向けた構造改革：産業、都市、国の役割（11月14日@ジャパン・パビリオン）
- 民間セクターとの協働による REDD+の推進（11月16日@ジャパン・パビリオン）
- 環境及び経済成長と調和する行動（11月16日@ジャパン・パビリオン）

4. コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ（見える化パートナーシップ）

長期目標の達成に向けてパリ協定を実効性ある枠組とするためには、各国の気候変動対策に係る基礎情報、制度整備や対策等の透明性を高めていくことが不可欠である。また、透明性の向上を通じ、各国の対策のポテンシャルやニーズ、我が国の民間企業及び自治体が有する技術・ノウハウが可視化（見える化）され、民間の参画・投資や更なる協力が促進されることによって、コ・イノベーションの創出が期待される。

このため、今般、我が国と途上国、国際機関が参画する「コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ（見える化パートナーシップ）」を設立する。

本パートナーシップでは、2017年9月25～26日にフィジーで開催したCOP23の公式イベントであるCOP23準備ワークショップでの議論を踏まえ、途上国のニーズが高く、かつ喫緊の課題であると考えられる以下の事項について、上述した具体的な取組を組み合わせることによって重点的に支援をする。

- ・NDCの作成・実施・及びその進捗評価（具体的な取組については、3（1）に記載。）
- ・適応策の透明性を高めるための気候リスク情報の整備・マネジメント（具体的な取組については、2（1）に記載。）

これらの分野について、次年度以降、まずはパートナーシップを結んだ2～3ヶ国の途上国を対象に他のドナーや国際機関等と連携して、パイロットプロジェクトを実施する。

また、同パートナーシップの発展に向けて、さらなる資金の動員や協力を促進するため、支援の透明性について、支援資金の規模とともに、支援の効果を見える化するための分析・研究を実施していく。

《COP23 中のイベント》

○透明性パートナーシップ設立イベント（11月15日@ジャパン・パビリオン）

○CBIT（透明性のための能力向上イニシアティブ）：強化された透明性に向けた各国の能力強化（11月15日@UNFCCC公式サイドイベント）

気候変動サミット (One Planet Summit) 及び関連イベントについて (結果概要)

平成 29 年 12 月 13 日
環境省 地球環境局

12 月 12 日にパリにおいて、マクロン仏大統領が主催する気候変動サミットが開催された。また、サミットに合わせて、パリ及びその周辺で気候変動（特に投資・金融）をテーマとする関連イベントが 11 日及び 12 日に開催された。

本会合の概要は以下のとおり。

1. 日程・場所

12 月 12 日、於：フランス・パリ

2. 気候変動サミット

日時：12 月 12 日（火）

主催：仏大統領府、国連、世界銀行

参加者：マクロン仏大統領、グテーレス国連事務総長をはじめ、首脳級 59 名を含むハイレベル 125 名が参加（主催者発表）。日本からは、河野外務大臣、とかしき環境副大臣が参加。米国からは、駐仏臨時代理大使が参加した。

主目的：①パリ協定の採択 2 周年を記念し、同協定への支持拡大の気運を維持
②特に民間の気候資金の動員を図ること

概要：

(1) パネルセッション 1 「公的資金の介入による気候変動対策のための資金の拡大」

パリ協定下での公的資金のための新しい枠組や、気候変動のための公的介入の増加及び機会の創出、公的資金を介した民間資金の動員といった投資の加速化といったテーマで、3つのセッションに分けてパネルディスカッションが行われた。公的資金は今後も重要な役割を果たすものの、気候変動に強靱でありかつ持続可能な社会の開発を支えるためには、公的資金のみでは不十分であり、長期的な気候変動対策を行うためには民間資金の動員が重要であるといった指摘があった。特にパリ協定における公的資金の役割や民間資金の重要性について積極的な議論が行われた。

パネリストとして参加した河野大臣より、日本は先進的な技術力を生かしたイノベーションの力を気候資金のスケールアップに活用することで世界をリードしていくという決意を示し、そのためにも官民パートナーシップを強化していくべきとの考えを表明した。より具体的には、企業版 2 度目標といわれる Science Based Target (SBT) への日本企業の登録における支援を表明し、2020 年 3 月までに 100 社の認定を目指すことを公表した。

第二に、イノベーションと科学技術を創造的に活用して世界の気候変動対策に貢献していく考えを表明した。具体的には、気候変動対策への科学技術とイノベーションの関係を強化する。フランス主導の気候変動リスクに関する早期警戒システム (CREWS) のプロジェクトへの参画、観測衛星「しきさい」、「いぶき 2 号」の打ち上げや、水素エネルギー関連技術等を通じて世界をリードしていくことを表明した。更に、2020 年の東京オリンピックを水素社会のショーケースとし、燃料電池車

の導入や更なる水素ステーションの拡充についても日本の取組を紹介した。このような取組は出席者の多くから歓迎・評価された。

(2) パネルセッション2 「持続可能なビジネスのための資金のグリーン化」

気候変動に向けた資金の役割の加速化、気候変動に関するリスクと機会のとらえ方、低炭素社会の実現のための投資家の革新的行動やコミットメント、といった3つのテーマでパネルディスカッションが行われた。

(3) パネルセッション3 「地域のための気候アクションの加速」

都市連携といった国際的ネットワークの重要性、地域の気候変動へのアクションを支援するための革新的なパートナーシップ、企業や地域政府が協力する必要性、という3つのテーマでパネルディスカッションが行われた。パリ協定の実施や各国の温室効果ガスの削減目標（NDC）の達成のために官民連携を促進するための方法や、国家や地域など異なるレベルの政府間の連携の方法について意見交換が行われた。

(4) パネルセッション4 「環境に配慮した、かつ包括的な移行を加速させるための公的政策のあり方」

強靱性を強化するための投資の加速化や、炭素中立化のための行動が必要であること、持続可能であり包括的な成長のための公的政策の重要性、といった3つのテーマでパネルディスカッションが行われた。

(5) ハイレベルセグメント（午後）

マクロン大統領、グテーレス国連事務総長、キム世銀総裁を中心とする議論の中で、各国の首脳が発言し、3つのトピック（①適応と強靱性向上のための資金のスケールアップ、②低炭素経済への転換の加速、③資金システムにおける主要課題としての気候変動問題とマルチステークホルダーの意思決定）について議論が行われた。これらに関する様々なコミットメントやイニシアティブが表明された。

3. 関連イベント

(1) 第8回機関投資家ハイレベル朝食会

日時：12月11日（月）

主催：OECD ほか

概要：気候変動分野の投資に関する各国の取組、低炭素社会への移行に向けた新たなアプローチ、気候変動リスクを踏まえた投資の促進に焦点を当てて議論が行われた。とかしき環境副大臣は、ESG投資の促進に向けた日本の取組、パリ協定の実施に全ての国・主体が取り組むことの重要性、日本は技術開発等を通して、社会・経済・環境の諸課題を同時解決しながら、新たな成長につなげていくことについて発言した。日本から財務省の中尾副財務官も参加した。

出席者からは、透明性の確保が投資に不可欠であること、低炭素社会への移行に向けた取組として、持続可能性を投資や融資の指標に設定すること、グリーンボンドの評価基準を設定することなどについて言及があった。また、気候変動リスクを踏まえた投資行動の促進に関しては、政策枠組みや会計ルールに気候変動リスクを盛り込み、それらを長期的な視点を踏まえたものとすべきこと、企業の投資行動に関する国際的な評価基準の設定が望まれること、炭素価格の設定により金融機関にとって業績の見通しが容易になること等について言及があった。

(2) 気候資金デー

日時：12月11日(月)

主催：仏経済財務省ほか

参加者：仏環境大臣、仏経済財務大臣、COP21議長(元仏環境大臣)等

概要：テーマは、①投資家にとっての気候変動リスクと投資機会、②気候変動への投資の拡充、③新たな官民パートナーシップ。とかしき環境副大臣が出席。

開会挨拶では、ユロ仏環境大臣から、効率性・持続可能性・取組を前進させ続けることの重要性、長期的な投資の重要性、省エネ技術の普及や炭素価格の引き上げの必要性について言及があった。

また、出席者からは、投資のための透明性向上の重要性や特に途上国における長期的な視点による投資の重要性、について言及があった。

さらに、閉会挨拶では、ル・メール仏経済財務大臣から、①炭鉱への投資の将来的なリスクを明確にする等、気候変動リスクに係る透明性を向上させるべきこと、②投資のグリーン化における情報開示を推進すべきこと、③グリーン金融に対する市民の認知の拡大すべきこと、の3点が提案された。

(3) 低炭素・資源効率経済のための国際会議

日時：12月12日(火)

主催：World Efficiency Solutions(フランス大統領府等が後援)

参加者：フランス環境大臣、UNEP事務局長ほか

概要：12月12日から14日にかけて、緩和策、エネルギー、イノベーション、技術のほか、都市、水、食料など9つのテーマに関するサイドイベントを開催。

とかしき副大臣は、12日に適応及び水をテーマとしたセッションにおいて、基調講演を行い、日本が衛星やインフラ等の技術を活用し、世界各国において気候リスクの低減、防災、水資源管理等に関する適応策に貢献していることを発言した。

4. その他

とかしき副大臣は、米国、フランス、ブルガリア(2018年後期EU議長国)とバイ会談を実施し、日本の先進的な気候変動対策技術をアピールするとともに、全ての国による気候変動対策や二国間の協力等について意見交換を行った。